



平成 27 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 テクノプロ・ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 兼 CEO 西 尾 保 示  
(コード番号：6028 東証一部)  
問 合 せ 先 取締役 兼 CFO 佐 藤 博  
(TEL. 03-6385-7998)

## 株式報酬型ストック・オプションの導入について

当社は、平成 27 年 8 月 21 日開催の取締役会において、株式報酬型ストック・オプション制度を導入する議案を、第 10 回定時株主総会（平成 27 年 9 月 29 日開催予定）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式報酬型ストック・オプションの導入について

株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、中長期的な業績向上および企業価値向上に向けた取締役の貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行するものです。

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 個当たり 100 株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

##### (2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に割り当てる新株予約権の数は 500 個を上限とする。

##### (3) 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際して二項モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から10年以内の範囲で、取締役会で定める期間とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の業績目標の到達度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使できるものとする。また、その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、第10回定時株主総会終結の時以降、当社の執行役員ならびに当社子会社の取締役及び執行役員に対しても上記と同内容の新株予約権を取締役会決議により発行する予定です。

以 上